

新型コロナウイルス感染症入院者に対する入院費自己負担金無料化の考え方について

1 目的

新型コロナウイルス感染症入院者に対する自己負担金を一律に無料化することで、医療機関の医療費請求の事務処理期間を短縮し、感染症にかかる医療提供体制の安定化を図る。

2 内容

新型コロナウイルス感染症入院者には税額調査を実施し、世帯の区民税の所得割合計額が56万4千円超の者には月2万円を上限に自己負担を求めている。

しかし、自己負担金の決定は調査に時間を要するため、医療機関にとって医療費請求事務に負担が生じている。

この自己負担金を一律に無料化し、医療機関の負担を解消することで、安定した医療提供体制を整える。

なお、公平性を確保するため、本事業は令和2年3月に遡って適用し、既に自己負担金を支払った者に対しては、その負担金を還付する。

3 対象者規模

新型コロナウイルス陽性で入院した者のうち自己負担が発生する者
約60人(令和2年度)

4 事業の始期及び終期

(1) 始期 令和2年11月1日

(既に自己負担金を支払った者に対しては令和2年3月に遡って適用)

(2) 終期 感染症予防法における指定感染症規定のうち、新型コロナウイルスが2類感染症相当または2類感染症とする規定から除外された日の前日